

芦屋市立美術博物館条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(美術博物館協議会)</p> <p>第13条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術博物館に芦屋市立美術博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員は、10人以内とし、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。</u></p> <p>3 協議会の委員の任期は、2年とする。<u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員は、再任されることができる。</u></p>	<p>(美術博物館協議会<u>の設置</u>)</p> <p>第13条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術博物館に芦屋市立美術博物館協議会(以下「協議会」という。)を<u>設置する。</u></p> <p>2 協議会の委員<u>の定数</u>は、10人以内とする。</p> <p>3 協議会の委員の任期は2年とし、<u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>